

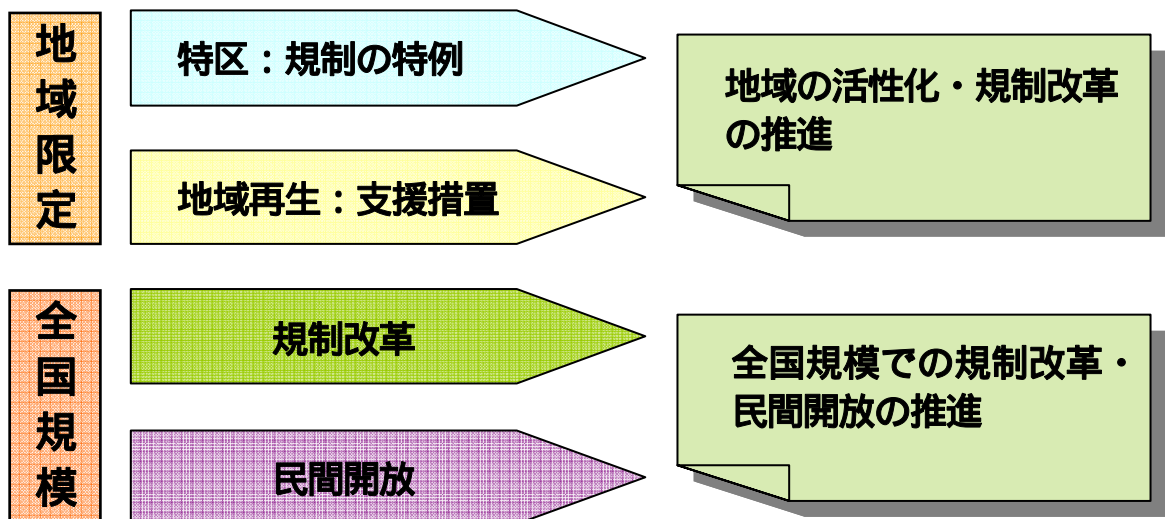
「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」  
(平成18年6月1日～30日)について

内閣官房構造改革特区推進室  
内閣官房地域再生推進室  
内閣府規制改革・民間開放推進室

1. 特区・地域再生、規制改革・民間開放とは

(1) 特区・地域再生、規制改革・民間開放の全体イメージ

政府は、地域の活性化や全国規模の経済活性化のツールとして、民間事業者や地方公共団体等からの発案を基に、地域を限定して措置を講ずる特区・地域再生と全国規模で措置を講ずる規制改革・民間開放の制度を用意しております。



特区・地域再生に関する提案であっても、全国規模で実現する場合があります。





(2) 特区・地域再生について

**特区：**国・地域の経済活性化のため、民間事業者や地方公共団体等の自発的な発案を通じて、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入し、特定の地域(特区)に限って当該規制の特例措置を適用できるようにする制度です。


**地域再生：**「自主・自立・自考」の取り組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生のため、国が支援措置を通じて意欲にあふれた地域を応援する制度です。

特区・地域再生両制度の詳細につきましては、[こちら](#)をご参照下さい。また、内容についてご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお気軽にお問い合わせ下さい。

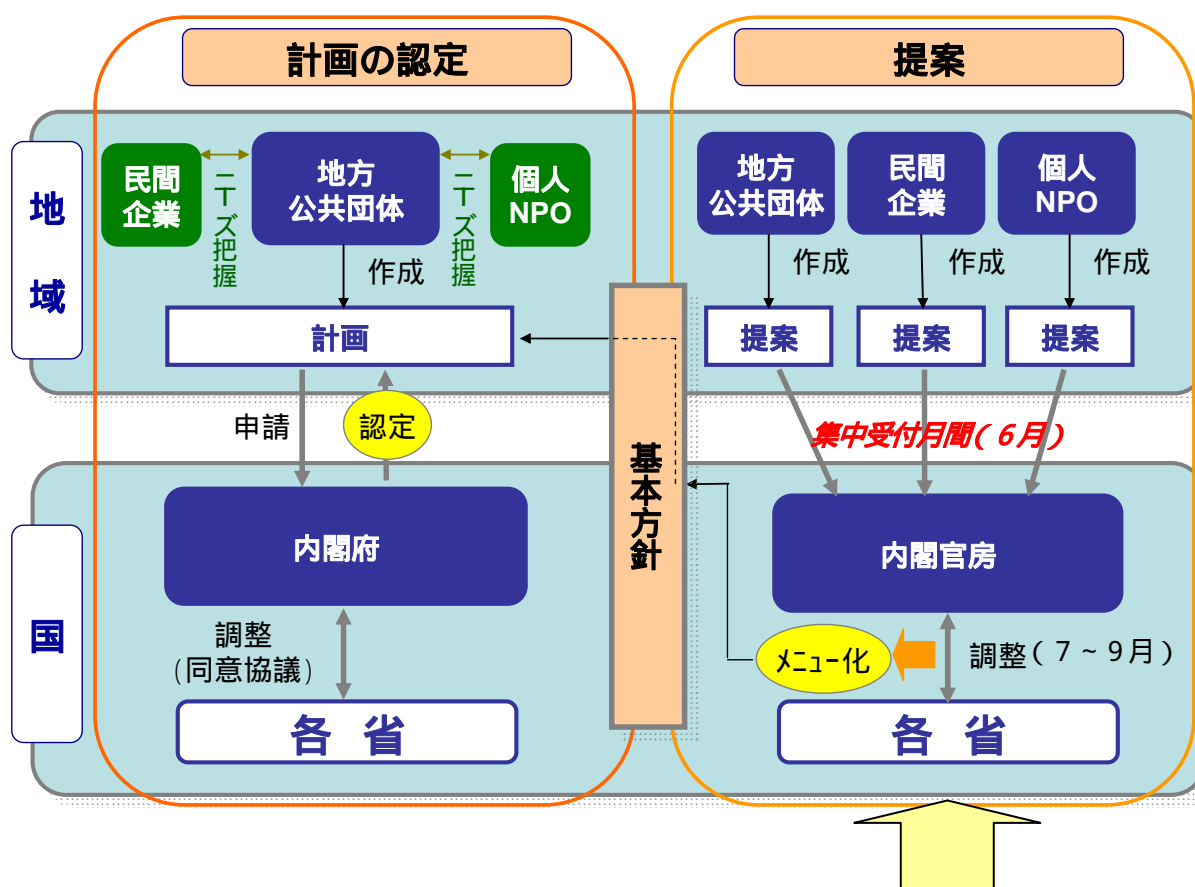
## 特区の例

<p><b>環境に優しいカーシェアリング広島特区</b> (広島県)</p>  <p><b>環境・新エネルギー 関連</b></p>	<p><b>北九州市地域通貨特区</b> (福岡県北九州市)</p>  <p><b>まちづくり関連</b></p>
<p><b>小豆島・内海町オリーブ振興特区</b> (香川県内海町)</p>  <p><b>農業関連</b></p>	<p><b>国際自動車特区</b> (愛知県、豊橋市、蒲郡市、御津町、田原町)</p>  <p><b>国際物流関連</b></p>

## 地域再生の例

<p><b>「昭和の町」づくり計画</b> (豊後高田市)</p>  <p><b>雇用対策関連</b></p>	<p><b>マイクログリッドによる八戸地域再生計画</b> (八戸市)</p>  <p><b>産業活性化関連</b></p>
<p><b>ものづくりメッセ諏訪構想に基づく諏訪地域再生計画</b> (諏訪市)</p>  <p><b>産業活性化関連</b></p>	<p><b>文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンパス」計画</b> (豊島区)</p>  <p><b>まちづくり関連</b></p>

## 特区・地域再生の提案募集・計画認定の仕組み



今回の集中受付月間は、上図の「提案」の部分(図の右側)に該当します。

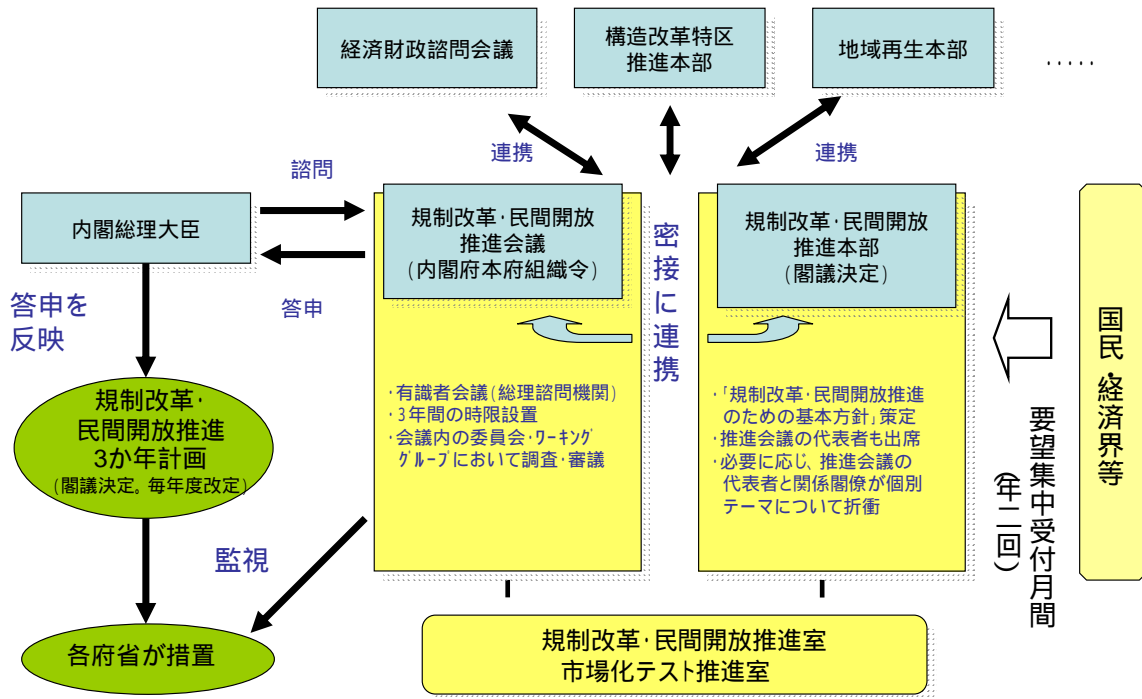
### (3) 規制改革・民間開放について

生活者・消費者本位の社会経済システムを構築していくとともに経済を活性化するため、全国規模で実現を望む規制改革要望及び運営主体の制限が行なわれているなど公的関与の強い市場等の民間開放の推進についての要望を広く受け付ける制度です。

なお、昨年度、民間開放に関する要望の一環として、ご提案いただいております「市場化テスト」に関する要望につきましては、現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が国会で審議されていることから、法案が成立した際には、同法に基づき、別途、提案の受付を実施させていただきます。

規制改革、民間開放の詳細については[こちら](#)をご参照下さい。また、内容についてご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお気軽にお問い合わせ下さい。

## 規制改革・民間開放の推進体制



**今回の集中受付月間は、上図の「要望集中受付月間」の部分に該当します。**

## 全国規模の規制改革事例

### 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

一般廃棄物のみを処理することを目的とする施設において、災害廃棄物である産業廃棄物を処理する場合の財産処分手続きの簡素化をはかる。これにより災害時の復旧作業の一環としての災害廃棄物処理の円滑・迅速化が可能となる。

### エレベーター昇降路への配管設備の設置及び構造規制の緩和

光ファイバー等をエレベーターの昇降路内に設ける場合に必要となる基準を策定。これにより光ファイバーの敷設が容易かつ低価格で可能となる等、既存建物における情報化を加速度的に実現することが期待される。

### 住居系用途地域における自動車車庫等に係る制限の緩和

大規模な共同住宅で、附属自動車車庫の床面積の上限を超えるような場合について、建築基準法上の許可を弾力的に運用。

## 2. 集中受付月間の概要

### (1) 提案・要望主体

地方公共団体、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも提案・要望できます。

### (2) 募集期間

平成18年6月1日から30日まで(ただし、電子メールによる提出の場合には、28日正午までに必着となっておりますのでご了承下さい。)

### (3) 提案の募集要領等

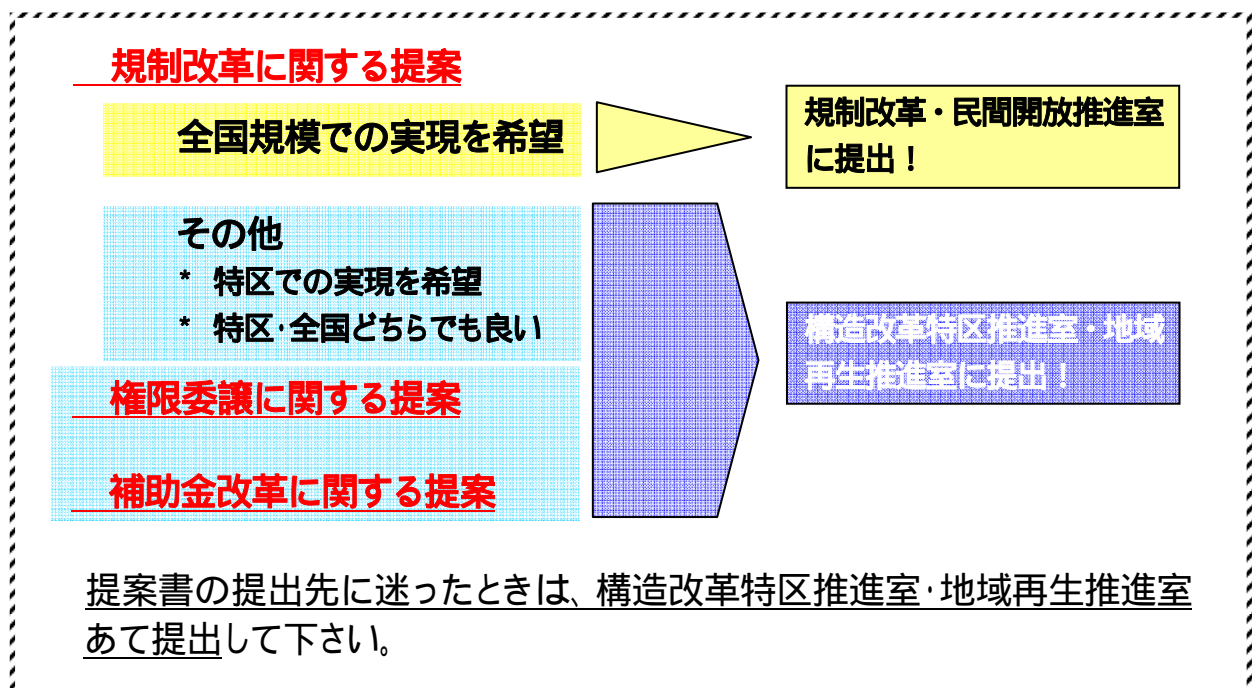
提案の募集要領等については、以下に示す別紙をご覧ください。

構造改革特区・地域再生に関する提案

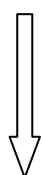
募集要領 [別紙1](#) : [様式1](#)

全国規模の規制改革・民間開放要望

募集要領 [別紙2](#) : [様式2](#)



### (4) 提案受付後のスケジュール



**本年7～9月：提案内容について、内閣官房・内閣府が各府省庁と調整**  
(各府省庁との調整の際、提案者の意見を述べる機会を設けております。)

**本年9月目途：政府の対応方針を決定**

(ただし、地域再生に関する提案のうち、予算編成に関連する支援措置等は来年2月を目途に決定いたします。)

### 3. 連絡先

提案書の作成方法や提案内容等についてご不明な点がございましたら、下記担当あてお気軽にご連絡下さい。

#### 構造改革特区推進室、地域再生推進室

(構造改革特区：新田 03 - 5521 - 6746)

(地域再生：山本 03 - 5521 - 6747)

#### 規制改革・民間開放推進室

(安藤 03 - 5501 - 2819)

(横田 03 - 5501 - 2826)